

# 令和3年度第3回廃校施設の利活用に係る地域との 意見交換会次第

日 時 令和4年3月9日（水）  
19時00分～

会 場 吉川町公民館 2階研修室

- 1 開会
- 2 利活用事業者公募方針（案）について
- 3 東吉川小学校の跡地活用について
- 4 次回の開催について

---

## <配付資料>

- ・廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会 参加者名簿
- ・資料1 利活用事業者公募方針（案）
- ・資料2 廃校利活用事業者選定プロポーザル審査委員会名簿（案）
- ・資料3 東吉川小学校の跡地活用について

## 旧中吉川小学校及び旧上吉川小学校における利活用事業者公募方針（案）について

令和3年3月に閉校した旧中吉川小学校及び旧上吉川小学校の利活用事業者の公募を進めるにあたって、市としての方針（案）を下記のとおり作成しました。

### 1 募集方法

公募型プロポーザル

### 2 利活用方法の条件（貸与・譲渡）

市の方針として、普通財産は売却による処分を前提としていますが、学校が地域コミュニティの核であったことや地域との意見交換会での地域からの要望を考慮させていただき、現校舎の活用を条件とした貸与とします。

また、貸与の公募を行っても事業者の決定に至らなかった場合（条件を緩和して、複数回は実施予定）は、現校舎付きの有償譲渡又は現校舎を解体した上、更地での有償譲渡を条件とした公募を実施します。

### 3 貸与期間

10年間（期間の満了後に、借受事業者は市と協議の上、契約の更新又は土地・建物等の買取りをすることができます。）

### 4 貸与範囲

貸与範囲は学校敷地内の土地及び建物等（校舎及び体育館、プール、グラウンド、倉庫等）とし、一括貸与とします。

また、一括貸与した施設の一部の転貸（転貸を前提とした複数事業者が一体となった提案など）も可能とします。

### 5 契約方式

土地・建物の賃貸借契約

### 6 賃借料（不動産鑑定額）

次の不動産鑑定額を最低価格とし、事業者が提案した借受希望価格とします。

(1) 旧中吉川小学校 月額543,000円（税抜）

(2) 旧上吉川小学校 月額329,000円(税抜)  
各校とも賃借料12カ月分の契約保証金あり。

7 廃校利活用にかかる費用負担

廃校利活用に係る費用は維持管理費(光熱水費、点検費等)、改修費(大規模修繕も含む)などすべて事業者の負担とし、市は費用を負担しません。

8 プロポーザルの主な評価項目

事業の趣旨、事業の継続性、地域活性化への貢献、地域社会との調和、借受希望価格など

9 避難所及び地域利用の取扱い

プロポーザルにおける評価項目(地域社会との調和)とし、事業者には避難所及び地域利用(スポーツクラブ21など)に提供が可能な内容を具体的に提案してもらい、評価を行います。

10 今後の予定

3月9日 地域との意見交換会で方針案を説明  
4月1日 プロポーザルの選定委員会設置  
4月 プロポーザルの募集開始

## 廃校利活用事業者選定プロポーザル審査委員会名簿（案）

R4.4.1

区分	部署名	職位	氏名
委員長	総合政策部	部長	
副委員長	地域	代表	
委員	総務部	部長	
	教育総務部	部長	
	地域	副代表	
	地域	地元区長 旧中吉川小学校 ：大畑地区区長 旧上吉川小学校 ：前田地区区長	
	中小企業サポートセンター	相談員	

## 東吉川小学校の跡地活用について

東吉川小学校の敷地には、下図のように借地（枠囲い）があります。

令和4年度以降、学校として使用しないため、借地については返還する予定ですが、市の土地を一つのまとまった土地にするために、現在、借地と市の土地との交換について、地権者の方と交渉を進めています。

